② 契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行金沢支店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行金沢支店）

イ 金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北陸農政局）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶ 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷ 配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

⑸ 手続における交渉の有無　無

⑹ 契約書の作成の要否　要

⑺ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　無

⑻ 技術資料のヒアリングを行う。(詳細は入札説明書による。)

⑼ 入札参加者は、技術資料の内容により入札を行うものとする。また技術資料の内容が契約条件となる。

⑽ 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⑾ 違約金について

① 本契約に関し、受注者(共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の１に相当する額を違約金とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む。)。

イ 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札（見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項において同じ。)の刑法（明治40年法律第45号）第96条の３又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

② この契約に関し、前項エに規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の１に相当する額のほか、請負代金額の100分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア 前項アに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

イ 前項エに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

ウ 受注者が発注者に入札心得第４条の３（公正な入札の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

③ 受注者が前２項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

⑿ 予決令第86条に規定する調査　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行う。

① 予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。以下同じ。)の10分の３以上とする。

② 予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

③ 予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に関し、発注者より契約解除された場合の違約金は、請負代金額の10分の３に相当する額とする。

⒀ 関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑴に同じ

⒁ 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４の⑶により申請書、資料及び技術提案を提出することができるが、競争に参加するためには、開札のときまでに、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⒂ 契約締結後の技術提案

① 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。

② ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

③ 発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。